

## 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント

内閣府

### 1. 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症が流行している状況において、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となる。

これまで内閣府は、発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等を検討するよう、地方公共団体へ促してきた。

併せて、発生した災害やその地域の実情に応じ、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう促してきた。

これら、避難所を開設する場合の参考資料として、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第3版）について」（令和3年5月13日）等を出し、加えて、先進的な避難所運営の事例が、各地方公共団体の取組の参考となることから、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集」（令和3年5月）、「避難所における生活環境の改善および新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集」（令和4年7月）をとりまとめ、周知に努めている。

これらの参考資料から、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイントを紹介する。

### 2. 平時における準備

#### （1）自宅療養者の避難の検討

自宅療養者の被災に備えて、都道府県及び市町村の防災担当部局と保健福祉部局、保健所が連携して、自宅療養者の情報を共有し、予め災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝えておくことが重要となる。また、家族と離れて避難する可能性があることも伝えておく。

新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても、感染拡大を防止するため、宿泊療養施設等に滞在することを原則とするが、速やかに近隣の宿泊療養施設等に避難することができない場合には、まず避難所に避難し、避難先の宿泊療養施設等が決まるまで、待機してもらうことが考えられる。

また、発災時における自宅療養者の安否確認方法を事前に検討し、自宅療養者本人に伝えておくことが望ましい。災害時は停電や電話が殺到すること等による通信

障害が想定されるため、複数の電話番号を設定しておくことや、可能であれば保健所から自宅療養者に連絡をとるといった工夫が考えられる。

併せて、災害発生時に各自宅療養者が実際にどこに避難したか、関係部局が連携して情報を収集する体制を検討しておくことも重要である。

## (2) 自宅療養者や濃厚接触者と健康な避難者の区分け

自宅療養者が近隣の宿泊療養施設等に避難することができず、一般の避難所へ避難した際、できる限り速やかに対応可能な宿泊療養施設等を調整することが必要である。それまでの間、自宅療養者の一時的な避難スペースは、一般の避難者とは別の建物とすることが望ましい。

同一建物に避難せざるを得ない場合であっても、一般の避難者とは動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレが必要である。風呂・シャワーを使用する場合は、専用とすることが望ましいが、困難な場合は、時間的分離・消毒等の工夫をすることが必要である。

濃厚接触者については、可能な限り個室管理とする。難しい場合は、専用のスペースと専用トイレ、独立した動線を確保する。また、濃厚接触者専用の避難所の確保も検討する。

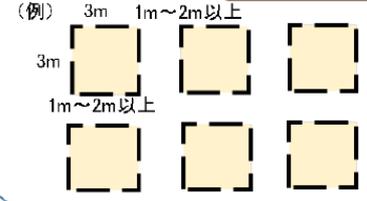
## (3) 一般の避難所におけるレイアウト

避難所における健康な避難者の感染リスクを下げるため、テープによる区画や、パーティション、テント毎に番号を付した配置図をあらかじめ作成しておき、どの避難者がどの部屋、どの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。受付付近に必要な誘導の張り紙類を準備しておくことも考えられる。

避難者名簿には、新型コロナウイルス感染症の患者が生じた場合、その濃厚接触者を後追いできるように、滞在する部屋の名称や区画番号等の記録を追加する。(感染防止のため世帯ごとに1枚の名簿を作成)

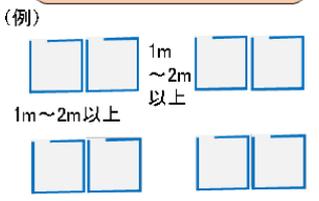
- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。  
感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞る場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

**テープ等による区画表示**

(例)  3m 1m~2m以上

- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける
- ※ スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

**テントを利用した場合**

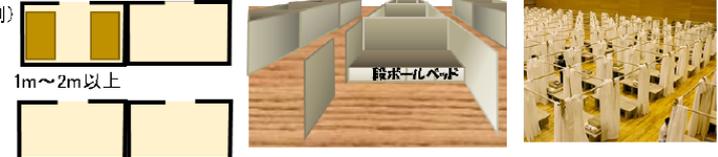
(例)  1m~2m以上 1m~2m以上

- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。



**パーティションを利用した場合**

○ 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

(例)  1m~2m以上

- ※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
- ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人の距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
- ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

出典「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ & A (第3版)について」  
(令和3年5月13日)(内閣府、消防庁、厚生労働省、観光庁)

#### (4) 避難者の健康管理

都道府県及び市町村の保健福祉部局、保健所、防災担当部局が十分に調整して、避難者の健康状態を確認するための健康チェックリストを作成し、避難所内のどの部屋・スペースに振り分けるかの判断基準を決めておくことが重要である。

避難者にあらかじめ体温計、マスク、消毒液、上履き(スリッパ、靴下など)、ゴミ袋を準備して持参することを促すが、緊急避難が迫っている場合は、これらの準備がなくてもすぐに避難行動が取れるように周知をする。

避難所においては体温計を準備することとし、レンタル等によるサーモグラフィを設置することも考えられる。避難所の入口においては、発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者専用の受付窓口(テント)を設置することも考えられる。

避難者の受付時、風雨のため、屋外で長時間待たせておくことが適当でない場合には、濃厚接触者については専用の施設や専用スペースに避難させ、それ以外の避難者はいったん屋内に避難させた上で健康チェックを行うことも考えられ、健康チェックの結果に応じて、避難所内の部屋・スペースに移動してもらう。また、自宅療養者が一時的に避難所に避難した場合には、健康チェックシートだけでなく、PCR検査の結果が陽性となった月日(又は自宅療養開始月日)などを確認する。

新型コロナウイルス感染症に限らず、発熱、咳、発疹・炎症、開放創、嘔吐、下痢などの体調の変化が見られた際には、避難所の保健班などへ連絡するように周知する。避難者が自己アセスメントをできるよう、紙媒体の記録用紙を準備し、それにより運営者が状況把握を行う。避難所に避難した自宅療養者が避難先の宿泊療養施設等が決まるまで待機する間は、健康状態の急変をすばやく察知できるよう留意する。

また、病院等への搬送を行う必要が生じた場合の連絡手段、一時隔離方法、移送手段などについて、都道府県及び市町村の保健福祉部局、保健所、防災担当部局、消防等が連携して決めておく必要がある。

#### (5) 避難所の衛生管理

健康な避難者が利用する場所のうち、①特に多くの避難者等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は終日こまめに、②トイレは目に見える汚物があればその都度、また汚れが特に見えなくても1日3回(午前・午後・夕)以上の複数回、消毒液(消毒用エタノール、家庭用洗剤、次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等)を使用して清拭する。

トイレの床は、新型コロナウイルスが検出されやすいため、特に注意が必要である。ドアノブ、水洗トイレのレバー等は、こまめに消毒し、排泄物で汚染された部位の表面には、次亜塩素酸ナトリウムまたは亜塩素酸水を使用する。また、洋式トイレで蓋がある場合は、トイレの蓋を閉めて流すよう表示する。換気も十分に行い、手洗い場には石けん・消毒剤を設置し、トイレ使用後の手洗い・消毒を徹底する。

掃除、消毒の際には、マスク、眼の防護具、掃除用手袋(手首を覆えるもの。使い捨てビニール手袋も可)を適切に選択して着用する。

避難所では様々なものを共用しており、可能であれば、用具や物品の共用を避けるようにするが、消毒できるものについては消毒を行い、使用後には手洗いをするように避難者等に周知徹底する。

また、受付窓口担当者は、マスク、使い捨て手袋を着用する。併せて、ビニールシールドを設置することも考えられる。眼の防護具(フェイスシールド又はゴーグル。目を覆うことができる物で代替可(シュノーケリングマスク等))は、各スタッフが担当する内容に応じて使用できるよう準備しておく。速乾性消毒剤を受付に置いておくと、検温担当者の検温ごとの手指の消毒や、複数の人が使う場合の体温計の消毒に利用できる。非接触型の体温計であれば、その都度の消毒は不要となる。

#### (6) 専用の避難所やホテル・旅館等の避難所としての開設

感染予防及び医療・保健活動のしやすさの観点から、①高齢者・基礎疾患を有す

る者・障がい者・妊産婦等及びその家族、②発熱・咳等の症状のある人、③濃厚接触者について、それぞれの専用の避難所を事前に設定することが考えられ、「感染者を排除するのではなく感染対策上の対応であること」を含め、予め住民に十分に周知しておくことが重要である。

また、ホテル・旅館等の避難所としての開設に向けた準備では、高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等を優先的に避難するように検討することが考えられる。優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成し、災害時には、避難所として開設したホテル・旅館等に、上記優先順位を踏まえつつ、受入れを図る。

避難が長期にわたると見込まれる場合には、健康な人等を含め、できるだけ早期に、ホテル・旅館、研修所、その他宿泊施設等に移送することが望ましい。

### 3. 避難所開設後における対応

#### (1) 発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者への対応

都道府県及び市町村の保健福祉部局は、保健師・看護師・医師を巡回・派遣し、避難者の健康状態を確認する。特に濃厚接触者については、保健師等の巡回・派遣が適切に行われるよう留意し、症状が変化した場合などに備え、保健福祉部局や保健所等が避難所運営者から連絡・相談を受ける体制を確保する。

発熱・咳等の症状のある人の専用ゾーン、濃厚接触者の専用ゾーンでは、下記に留意して対応する。

- ア 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などは、発熱・咳等の症状のある人、濃厚接触者の世話は避ける。
- イ 発熱・咳等の症状のある人や濃厚接触者と応対する際には、使い捨て手袋、マスク、眼の防護具を適切に選択し、着用する。
- ウ 使用したマスクは他の部屋に持ち出さない。マスクの表面には触れず、マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外す。マスクを外した後は必ず石鹼で手を洗う（アルコール手指消毒剤でも可）。マスクが汚れたときは、新しい清潔な乾燥マスクと交換する。マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。
- エ こまめに石鹼で手を洗う。アルコール消毒をする。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにする。
- オ 換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにする。窓が一つしかない場合は、ドアを開け、換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用する。換気の時間はルールを決めて行うことが望ましい。

カ 複数の人が手で触れる共用部分（トイレを含む）を消毒する。掃除用手袋、眼の防護具、マスクを着用し消毒を行う。頻度は、例えば2時間ごとなどルールを決めて行うことが望ましい。また、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者や濃厚接触者が使用した使用後のトイレは、急性の下痢症状などでトイレが汚れた場合には、次亜塩素酸ナトリウム、アルコール（70%）、または亜塩素酸水による清拭を行う。

#### **（2）新型コロナウイルス感染症を発症した人への対応**

避難所から病院への移送を含め、都道府県及び市町村の保健福祉部局、保健所、防災担当部局、医療機関が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討するとともに、発災時の対応を行う。

#### **（3）新型コロナウイルス感染症を発症した場合の避難所内の滞在スペースにおける消毒**

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十七条に基づき、避難所を管理する市町村等が消毒を行う。消毒の実施方法等については、保健所の指導に基づき、対応することが適当であり、避難所を管理する市町村等と保健所において、事前に検討しておく。

#### **（4）避難所で炊き出しや弁当の受け取りや食事を行う際の注意点**

炊き出し等を行う場合には、調理者や避難者の衛生管理を徹底するとともに、「3密」を避ける列の並び方や食事のとり方に留意することが必要となる。その際、一人分ずつ小分けにして配ることや、食事をするときには、同じ方向を向いて座り、互い違いに座って食べるようにすることも考えられる。また、衛生管理上、保健所の指導により信頼のおけるケータリングを行うことも検討する。

発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者への食事の受け渡しは、直接行わず、各居室前などに置いて渡す方法とする。